

写

令和7年1月23日

福井地方労働審議会  
会長 木村 亮 殿

福井県衣服製造業最低工賃専門部会  
部会長 森瀬 明

福井県衣服製造業最低工賃の改正決定に関する報告書

本専門部会は、令和7年1月15日第1回専門部会を開催し、以来2回にわたり慎重に審議を重ねたところ、別紙のとおり結論に達したので報告する。  
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	家内労働者代表委員	委託者代表委員
森瀬 明	津野 忠司	赤澤 賢紀
前田 聡子	中澤 健太	田中 宏治郎
峯金 克弥	前田 倫子	堀井 真理生

別紙

福井県衣服製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

1 適用する家内労働者

福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の業種欄、品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

業種	品目	工程	規格	金額
婦人服製造業	スカート又はスラックス	糸くず取り		1枚につき 25円
		鍵ホック付け		1組につき 35円
		糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 27円
		スナップ付け		1組につき 29円
		ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 16円
			根巻き以外のもの	1個につき 13円
	×印しつけ止め		1か所につき 10円	
ブラウス	糸くず取り		1枚につき 20円	
スポーツ服製造業	トレーニングシャツ	糸くず取り		1枚につき 17円
		オープンファスナー付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 101円
	トレーニングパンツ	糸くず取り		1枚につき 14円
		腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 10円
	ファスナー付け		1枚につき 70円	
下着製造業	スリッパ	カットワーク	上下2か所以上カットワークするもの	1枚につき 28円
		糸くず取り	18か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき 18円
	その他の下着	糸くず取り	18か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき 18円
		糸くず取り	11か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき 12円
		糸くず取り	9か所以上のもの（1センチメートル四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。）	1枚につき 11円

4 効力発生の日  
法定どおり